



R8.6.17 令和8年度第1回小高区義務教育学校設立検討準備協議会資料
(南相馬市教育委員会事務局教育総務課)

資料 8

学校適正化に関する 情報提供・意見集約について



1 はじめに

学校適正化を進めるにあたり、保護者や地域の皆さまとの対話をこれまで以上に大切にし、皆さまに検討の状況をより分かりやすくお伝えして、ご意見をいただきやすくするため、情報提供や意見集約の取り組みを次のように見直しました。

何が変わるの？ どうなるの？

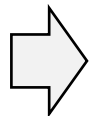
新しくできること	具体的な取り組み
より迅速な情報提供が可能に	シグフィー等を活用し、保護者の皆さまに検討経過・結果を速やかにお知らせします
これまでの協議経過の振り返りが可能に (情報へのアクセスの向上)	新たに市のホームページに会議録と会議資料を掲載し、いつでも手軽に情報が確認できます
意見集約ルートの拡充により、多角的な意見 反映が可能に (新たな意見集約の仕組み)	新たな意見集約の仕組みとして、オンライン意見箱・PTAによる意見集約を設けます



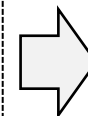
2 より迅速な情報提供の進め方について

より迅速な情報をお届けするため、毎会議後、速やかに検討経過・結果をお知らせします。

①協議会后、事務局にて
会議録を作成・確認。
(約2週間程度)



②ホームページに会議録
及び会議資料を掲載。



③在籍児童生徒保護者へは
シグフィーでお知らせ。
未就学児保護者へは
文書を郵送しお知らせ。

3 情報へのアクセス向上のための取り組みについて

情報へのアクセス向上のため、新たに市ホームページへ会議録や資料を掲載します。

また、協議会だよりによる協議経過のお知らせ等についても、引き続き取り組んでまいります。
なお、協議会だよりは、協議会の開催ごとの作成・配布を予定していますが、発行時期によってはまとめて作成・配布となる予定です。



4 新たな意見集約の仕組みについて

いただいたご意見をしっかりと検討過程に反映させるため、従来の意識調査に加え、オンライン意見箱・PTAによる意見集約の2つの意見集約ルートを設定します。

(1) オンライン意見箱について

2種類のオンライン意見箱を設置。（グーグルフォーム）

①「随時意見箱」

- ・開催した協議会に関する内容について意見を集約。
- ・次回協議会に向けて取りまとめをするため、ホームページ掲載後1週間程度の開設。

②「南相馬市学校適正化に関する意見箱（常設）」

- ・学校適正化全般に関する内容について意見を集約。

(2) オンライン意見箱のルール等について

- ①匿名での意見投稿も可能。
- ②意見箱の趣旨にあった内容の意見を集約。
- ③個別の回答は行わないが、HPへの掲載や保護者懇談会資料等で一括で回答を行う。
- ④意見については協議会で使用するほか、一括での回答に際し公開する可能性あり。

※公開を望まない場合の意思表示のチェックボックス機能を付加する。

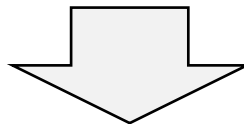
- ⑤禁止事項と、禁止事項に該当する場合は意見を取り扱わない場合がある。



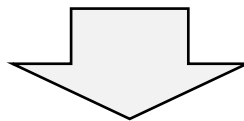
4 新たな意見集約の仕組みについて

(3)「随時意見箱」の意見集約の流れについて

- ①協議会后、会議録・資料等のホームページ掲載に合わせ、オンライン意見箱を設置。
- ②会議録・資料等をホームページに掲載したことを保護者に共有する際、合わせてオンライン意見箱を設置していることを周知。



- ③意見箱については周知後 1 週間程度開放し、意見を集約する。
(次回協議会に向けた意見の取りまとめの関係上、1 週間程度とする。)



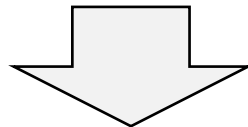
- ④集約した意見については、事務局で取りまとめの上、次回協議会の説明事項の最初に報告。
協議が必要なものについては協議会内で協議。協議した内容については協議会だよりに記載。
また、事務局からの回答が必要なものについては、回答と合わせてホームページに掲載。



4 新たな意見集約の仕組みについて

(4)「南相馬市学校適正化に関する意見箱（常設）」意見集約の流れについて

- ①「南相馬市公立学校適正化」のページに意見箱を設置。
- ②保護者へ協議会の会議録・資料等をホームページに掲載したことを共有する際、合わせてオンライン意見箱を設置していることを周知。



- ③寄せられた意見については、一定の期間ごとに、各区の区分及びカテゴリーごとに集約し、次回協議会の説明事項の最初に報告。
協議が必要なものについては協議会内で協議。協議した内容については協議会だよりに記載。
また、事務局からの回答が必要なものについては、回答と合わせてホームページに掲載。



4 新たな意見集約の仕組みについて

(5)PTAによる意見集約について

PTA会長・副会長を中心に、保護者意見を集約。

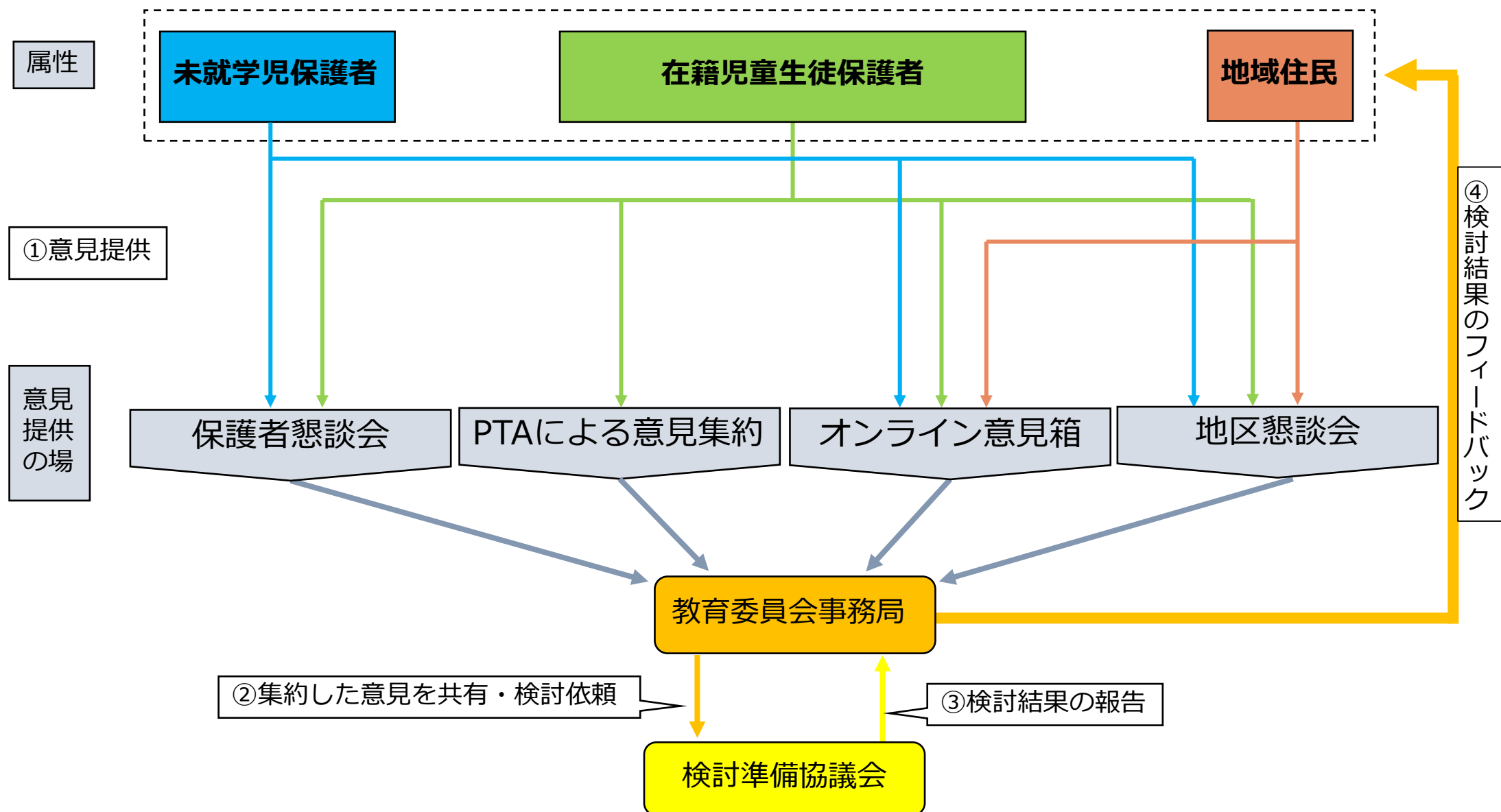
- ①協議会での協議事項を持ち帰り、意見集約の方法を調整。
- ②協議事項について、座談会やアンケートなどを通じ、学校単位で出された意見等をまとめる。
- ③次回の協議会の場に「重要な意見」として報告され、協議会で検討を行う。
- ④協議会での協議・検討経過について、保護者へフィードバックを行う。

(6)新たに追加する2つの方法の特徴・活用シーン

窓 口	特徴・活用シーン
オンライン意見箱	・ 会議の結果を見て、個別に意見を投稿したい方や、忙しくて対面での参加が難しい方。 ・ 意見箱の設置期間であれば、いつでも、どなたでも気軽に発信が可能。
PTAによる意見集約	・ PTA会長・副会長を中心に、座談会やアンケートなどを通じ、学校単位でじっくり話し合い、取りまとめる場。 ・ より学校に即した深い議論が可能。



5 意見集約のイメージ



皆さまからいただいたご意見は、教育委員会事務局が集約し、「検討準備協議会」で報告・協議します。協議の結果は、ホームページや協議会だよりなどを通じて皆さまにお知らせします。